

平成30年度 事業計画

I 基本方針

国は、少子・高齢社会における福祉予算の抑制策を「地域共生社会」というフレーズにして、住民が地域で主体性を持って援助が必要な人を支えるための仕組みを創設し展開しています。

政策上の言葉や仕組みがどれだけ心地よい響きが変わろうとも、生きづらさを抱える人がいなくなることはありません。

社会福祉協議会が、行政による法や制度の運用と並走しながら常に住民の「福祉に欠ける状態の克服」を目指すことこそ、唯一無二の社会福祉協議会（以下「社協」）らしさと言えます。

しかし、その社協らしさを支える要素の一つである活動財源については、全国的に共同募金の配分金（B枠配分）の減少が続いており、直方市においても顕著であると言えます。

本会は今、総合福祉センターの維持管理費用を含めてかつてないほどの厳しい状況です。それでも社協らしさは保っていかなければなりません。

平成30年度は、今までより一層市民や関係機関・団体等の皆さまにご理解とご協力をいただき、本会として必要な取り組みの開始や継続ができるよう役員と職員が連携を密にして事業に取り組んでまいります。

<社会福祉協議会の活動原則> 新・社会福祉協議会基本要項から抜粋

- 1 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 【住民ニーズ基本の原則】
- 2 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 【住民活動主体の原則】
- 3 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。 【民間性の原則】
- 4 公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 【公私協働の原則】
- 5 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 【専門性の原則】

II 重点推進項目

- 1 役員と職員が連携した各種事業の広報や啓発
- 2 収入構成の見直しの検討と実施

Ⅲ 実施計画

1 法人運営部門

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会、監事会、評議員会の開催
- ③ 役員・職員研修の実施
- ④ 苦情解決第三者委員会の運営

2 地域福祉活動推進部門

(1) 福祉教育・啓発活動

- ① 社協だよりの発行（6、9、12、3月）
- ② ホームページの運営
- ③ 地域福祉セミナーの開催
- ④ よこいと運動会の開催（6月3日（日））
- ⑤ 福祉まつりの開催（10月28日（日））
- ⑥ 日曜出合いの広場「もちつき会」の実施（12月16日（日））
- ⑦ 学校の福祉教育の支援

(2) 小地域福祉活動の支援

- ① 校区社会福祉協議会事業に対する助成
- ② 支え合いマップ作りによる小地域福祉活動の支援
- ③ 校区社協会長会議の開催

(3) 福祉ボランティア活動の支援

- ① インターネットを活用したボランティア関連情報の提供
- ② ボランティアルームの提供
- ③ ボランティアの登録・斡旋
- ④ 個人登録ボランティアへの活動機会の提供
- ⑤ 直方市ボランティアのつどいの開催（直方市ボランティア連絡協議会との共催）
- ⑥ ボランティア活動保険料の助成等による加入促進
- ⑦ ボランティア活動資材の整備、貸し出し
- ⑧ 直方市ボランティア連絡協議会等ボランティア団体の支援
- ⑨ 他市町村の大規模災害時における災害ボランティアセンター運営支援

- (4) おもちゃ図書館の運営（おもちゃ図書館のおがたスタッフ会に委託）
- ① “おもちゃの部屋”の開放（土曜日、第2・4火曜日）※ただし、福祉センター開館日
 - ② おもちゃの貸し出し（“おもちゃの部屋”開放日）
 - ③ 季節行事の実施（七夕、クリスマス等）
 - ④ 出張おもちゃ図書館の実施（^{ゴールデンウィーク}G W 中の平成筑豊鉄道金田駅ほか）
 - ⑤ 広報紙「おもちゃのへや」の発行
- (5) 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援
- ① 事業に対する助成（共同募金B枠配分金の活用）
 - ② ふくしバスの運行と運行体制の見直し
 - ③ 関連情報の収集と提供
 - ④ 障がい者問題を考える直方市連絡会議等当事者団体の支援
 - ⑤ 直方市、宮若市、鞍手町、小竹町高齢者等徘徊SOSネットワークへの協力
 - ⑥ 介護保険制度「直方市生活支援体制整備事業」への参画
 - ⑦ 直方子育てネットワーク「すくすく」の制服・教材等リユース事業への協力
- (6) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と実施
- ① 街頭募金（10月5日（金）他）
 - ② 歳末たすけあい募金配分事業の実施
- (7) 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取り組み
- ① 生活福祉資金貸付事業の貸付業務（県社協からの一部受託）
 - ② 生活困窮者緊急支援事業の実施（市内社会福祉法人との協働）
 - a 小口貸付（生活物資緊急支援資金）
 - b 食の支援
 - c 住居の支援
 - d 専門相談（市内社会福祉法人の専門性の発揮）
 - ③ 認知症相談の実施（第4水曜日13時～16時）（認知症の人と家族の会直方の協力）
 - ④ 福祉総合相談
 - ⑤ 男性介護者のつどい（認知症の人と家族の会直方の協力）
 - ⑥ ひきこもり当事者・家族の支援（学校に行かない子どもを支える会との協働）
 - ⑦ 居場所（フリースペース）の支援（直方市と協力）

3 福祉サービス利用支援部門

日常生活自立支援事業の実施（県社協からの基幹的社協受託）

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的な金銭管理
- ③ 書類等の預かり

4 在宅福祉サービス部門

- (1) 移動送迎支援事業の実施と福祉有償運送化の検討
- (2) 直方市配食サービス事業の実施（直方市からの受託）
- (3) 車いす等の貸し出し
- (4) 介護サービス事業の実施と検討
 - ① 居宅介護等事業
 - a ケアプランサービス
 - b ホームヘルプサービス
 - ② 直方市受託事業
 - a 移動支援事業（ガイドヘルプ）
 - b 生活サポート事業
 - c 要介護認定調査事業
 - ③ ホームヘルパー定期研修の実施
- (5) 直方市意思疎通支援事業の実施（直方市からの受託）

5 総合福祉センターの運営

- (1) にこにこ教室の開催
 - ① 通常教室（金曜日、10時30分～12時）
 - ② 特別教室（屋外教室、健康教室等）の実施
- (2) 教養娯楽活動の支援
 - ① 趣味の会活動の支援
 - ② 演芸大会の開催（5月、8月、11月、2月）
 - ③ 囲碁大会の開催
- (3) 会議室等の貸し出しと使用料の見直し

6 その他

- ① 筑豊ブロック市町村社協連絡協議会への参加
- ② 直鞍エリア社協連絡協議会への参画